

<<<新旧対照表>>>

○水道量水器検針業務及び水道料金収納業務の委託に関する規程（平成15年3月28日水道部管理規程第17号）の一部を改正する規程新旧対照表

部署名：上下水道課

新	旧
○水道量水器検針業務及び水道料金収納業務の委託に関する規程 平成15年3月28日水道部管理規程第17号 (趣旨)	○水道量水器検針業務及び水道料金収納業務の委託に関する規程 平成15年3月28日水道部管理規程第17号 (趣旨)
第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、多治見市水道事業の水道量水器検針業務及びこれに付随する業務（以下「検針業務」という。）又は水道料金その他の料金（以下「料金等」という。）の収納業務及びこれに付随する業務（以下「収納業務」という。）を私人（コンビニエンスストアで収納業務を行う者を除く。以下同じ。）に委託することに関して必要な事項を定めるものとする。 (委託契約の締結)	第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、多治見市水道事業の水道量水器検針業務及びこれに付随する業務（以下「検針業務」という。）又は水道料金その他の料金（以下「料金等」という。）の収納業務及びこれに付随する業務（以下「収納業務」という。）を私人（コンビニエンスストアで収納業務を行う者を除く。以下同じ。）に委託することに関して必要な事項を定めるものとする。 (委託契約の締結)
第2条 水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、検針業務又は収納業務（以下「業務」という。）を私人に委託する場合は、委託契約（以下「契約」という。）を締結しなければならない。	第2条 水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、検針業務又は収納業務（以下「業務」という。）を私人に委託する場合は、委託契約（以下「契約」という。）を締結しなければならない。
2 管理者は、前項の契約を締結する場合は、委託しようとする者の信用状態等を十分調査しなければならない。 (要件)	2 管理者は、前項の契約を締結する場合は、委託しようとする者の信用状態等を十分調査しなければならない。 (要件)
第3条 管理者は、委託をしようとする者が次に掲げる要件を備える者でなければ、業務を委託することができない。 (1) 多治見市内に住所を有すること。 (2) 心身が健全な者であって、かつ、身元が確実な者であること。 (3) その他管理者が必要と認める要件 (受託者の区分)	第3条 管理者は、委託をしようとする者が次に掲げる要件を備える者でなければ、業務を委託することができない。 (1) 多治見市内に住所を有すること。 (2) 心身が健全な者であって、かつ、身元が確実な者であること。 (3) その他管理者が必要と認める要件 (受託者の区分)
第4条 業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）の区分は、次のとおりとする。 (1) 検針人 検針業務を行う者 (2) 収納人 収納業務を行う者 (受託者の義務)	第4条 業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）の区分は、次のとおりとする。 (1) 検針人 検針業務を行う者 (2) 収納人 収納業務を行う者 (受託者の義務)
第5条 受託者は、この規程及びこの規程に基づく契約を遵守しなければならない。 (連帯保証人)	第5条 受託者は、この規程及びこの規程に基づく契約を遵守しなければならない。 (連帯保証人)
第6条 収納業務を受託する者は、契約締結の際、	第6条 収納業務を受託する者は、契約締結の際、

新	旧
次に掲げる資格要件を備える者を連帯保証人として1人立てなければならない。	次に掲げる資格要件を備える者を連帯保証人として1人立てなければならない。
(1) 収納人と世帯を異にし、独立の生計を営み、かつ、必要な保証能力を有すること。	(1) 収納人と世帯を異にし、独立の生計を営み、かつ、必要な保証能力を有すること。
(2) その他管理者が必要と認める要件を備えていること。	(2) その他管理者が必要と認める要件を備えていること。
2 前項の連帯保証人の保証に係る極度額は、契約締結の前年度の料金等の収納額の月平均（その額に千円未満の端数があるときは、切り捨てた額）とする。	2 前項の連帯保証人の保証に係る極度額は、契約締結の前年度の料金等の収納額の月平均（その額に千円未満の端数があるときは、切り捨てた額）とする。
(区域及び期間)	(区域及び期間)
第7条 受託者が業務を行う区域及び期間（検針日の指定を含む。）は、管理者が定める。	第7条 受託者が業務を行う区域及び期間（検針日の指定を含む。）は、管理者が定める。
2 管理者が必要と認めるときは、受託者と協議の上、契約期間内においても区域又は契約期間を変更することができる。	2 管理者が必要と認めるときは、受託者と協議の上、契約期間内においても区域又は契約期間を変更することができる。
(受託者の研修)	(受託者の研修)
第8条 管理者は、受託者に対し、業務の遂行に必要な研修を行うものとする。	第8条 管理者は、受託者に対し、業務の遂行に必要な研修を行うものとする。
(水道量水器の検針等)	(水道量水器の検針等)
第9条 管理者は、検針業務に必要な事項をハンディー・ターミナル（以下「ターミナル」という。）に記録し、検針人に貸与するものとする。	第9条 管理者は、検針業務に必要な事項をハンディー・ターミナル（以下「ターミナル」という。）に記録し、検針人に貸与するものとする。
2 検針人は、前項の規定によりターミナルの貸与を受けたときは、管理者の指定する検針期間に検針業務を終えるものとする。	2 検針人は、前項の規定によりターミナルの貸与を受けたときは、管理者の指定する検針期間に検針業務を終えるものとする。
3 検針人は、使用水量その他の検針結果（以下「使用水量等」という。）を、検針業務の都度、給水装置の所有者又は使用者に対して通知しなければならない。	3 検針人は、使用水量その他の検針結果（以下「使用水量等」という。）を、検針業務の都度、給水装置の所有者又は使用者に対して通知しなければならない。
4 検針人は、検針業務が終了した日（その日が、多治見市水道事業職員の休日、休暇及び勤務時間に関する規程（昭和57年水道部管理規程第3号）第2条に規定する職員の休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後の最も近い休日等でない日）にターミナルを管理者に提出しなければならない。	4 検針人は、検針業務が終了した日（その日が、多治見市水道事業職員の休日、休暇及び勤務時間に関する規程（昭和57年水道部管理規程第3号）第2条に規定する職員の休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後の最も近い休日等でない日）にターミナルを管理者に提出しなければならない。
(料金等の収納及び払込み)	(料金等の収納及び払込み)
第10条 管理者は、収納を行わせる区域の収納対象となる給水装置の使用者又は管理人（以下「納入者」という。）を収納人に通知し、業務に必要な帳票等を備えさせるものとする。	第10条 管理者は、収納を行わせる区域の収納対象となる給水装置の使用者又は管理人（以下「納入者」という。）を収納人に通知し、業務に必要な帳票等を備えさせるものとする。
2 収納人が前項の通知を受けたときは、管理者が定める期間（以下「収納期間」という。）に収納業務を行うものとする。	2 収納人が前項の通知を受けたときは、管理者が定める期間（以下「収納期間」という。）に収納業務を行うものとする。
3 収納人は、収納した料金等を、収納した日（その日が出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関等」という。）の休	3 収納人は、収納した料金等を、収納した日（その日が出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関等」という。）の休

新	旧																												
業日又は営業時間外に当たるときは、当該休業日後の最も近い営業日）に出納取扱金融機関等へ払い込まなければならない。	業日又は営業時間外に当たるときは、当該休業日後の最も近い営業日）に出納取扱金融機関等へ払い込まなければならない。																												
4 収納人は、納入者の転居その他の理由により料金等を収納できないと判断したときは、その理由を付して、遅滞なく関連帳票等を管理者に返還しなければならない。 （第三者への委託禁止）	4 収納人は、納入者の転居その他の理由により料金等を収納できないと判断したときは、その理由を付して、遅滞なく関連帳票等を管理者に返還しなければならない。 （第三者への委託禁止）																												
第11条 受託者は、管理者が特に必要と認めた場合を除き、委託を受けた業務を第三者に委託してはならない。 （帳票等）	第11条 受託者は、管理者が特に必要と認めた場合を除き、委託を受けた業務を第三者に委託してはならない。 （帳票等）																												
第12条 管理者は、検針人に次の帳票等を備えさせなければならない。 （1） 使用水量のお知らせ （2） 検針棒及びターミナル用充電池	第12条 管理者は、検針人に次の帳票等を備えさせなければならない。 （1） 使用水量のお知らせ （2） 検針棒及びターミナル用充電池																												
2 管理者は、収納人に次の帳票等を備えさせなければならない。 （1） 滞納整理調書 （2） 専用領収印 （3） 現金領収書 （4） 納付（納入）受託証書 （5） 収納業務報告書 （6） 現金払込書 （委託料）	2 管理者は、収納人に次の帳票等を備えさせなければならない。 （1） 滞納整理調書 （2） 専用領収印 （3） 現金領収書 （4） 納付（納入）受託証書 （5） 収納業務報告書 （6） 現金払込書 （委託料）																												
第13条 管理者は受託者に対し、検針期間又は収納期間の業務実績に応じ、次に定めるところにより算定した額の合計額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額を業務委託料（以下「委託料」という。）として支払うものとする （1） 検針人 ア 検針した量水器 1個につき 58円（北小木町地内、三の倉町地内、諏訪町地内及び廿原町地内については63円）。ただし、管理者の依頼により担当地域以外を検針した場合は、量水器1個につき87円（北小木町地内、三の倉町地内、諏訪町地内及び廿原町地内については94円）とする。 イ 検針基本料 検針した量水器の個数による。	第13条 管理者は受託者に対し、検針期間又は収納期間の業務実績に応じ、次に定めるところにより算定した額の合計額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額を業務委託料（以下「委託料」という。）として支払うものとする。 （1） 検針人 ア 検針した量水器 1個につき 58円（北小木町地内、三の倉町地内、諏訪町地内及び廿原町地内については63円）。ただし、管理者の依頼により担当地域以外を検針した場合は、量水器1個につき87円（北小木町地内、三の倉町地内、諏訪町地内及び廿原町地内については94円）とする。 イ 検針基本料 検針した量水器の個数による。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検針した量水器の個数</th><th>月額基本料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500個まで</td><td>2,500円</td></tr> <tr> <td>501個から750個まで</td><td>5,000円</td></tr> <tr> <td>751個から1,000個まで</td><td>7,500円</td></tr> <tr> <td>1,001個から1,250個まで</td><td>12,500円</td></tr> <tr> <td>1,251個から1,500個まで</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>1,501個以上</td><td>17,500円</td></tr> </tbody> </table>	検針した量水器の個数	月額基本料	500個まで	2,500円	501個から750個まで	5,000円	751個から1,000個まで	7,500円	1,001個から1,250個まで	12,500円	1,251個から1,500個まで	15,000円	1,501個以上	17,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検針した量水器の個数</th><th>月額基本料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500個まで</td><td>2,500円</td></tr> <tr> <td>501個から750個まで</td><td>5,000円</td></tr> <tr> <td>751個から1,000個まで</td><td>7,500円</td></tr> <tr> <td>1,001個から1,250個まで</td><td>12,500円</td></tr> <tr> <td>1,251個から1,500個まで</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>1,501個以上</td><td>17,500円</td></tr> </tbody> </table>	検針した量水器の個数	月額基本料	500個まで	2,500円	501個から750個まで	5,000円	751個から1,000個まで	7,500円	1,001個から1,250個まで	12,500円	1,251個から1,500個まで	15,000円	1,501個以上	17,500円
検針した量水器の個数	月額基本料																												
500個まで	2,500円																												
501個から750個まで	5,000円																												
751個から1,000個まで	7,500円																												
1,001個から1,250個まで	12,500円																												
1,251個から1,500個まで	15,000円																												
1,501個以上	17,500円																												
検針した量水器の個数	月額基本料																												
500個まで	2,500円																												
501個から750個まで	5,000円																												
751個から1,000個まで	7,500円																												
1,001個から1,250個まで	12,500円																												
1,251個から1,500個まで	15,000円																												
1,501個以上	17,500円																												

新	旧
(2) 収納人 ア 収納件数による単価 単年度 1 月につき 140 円。ただし、同一月の水道料金及び下水道使用料を合わせて収納した場合は、1 件とする。 イ 収納額による委託料 1 月に収納した現年度料金の総額の 100 分の 5 相当額（円未満は切り捨てる。）、1 月に収納した過年度料金の総額の 100 分の 7 相当額（円未満は切り捨てる。） ウ 収納基本料 月額 2 万円（月 10 日以上で、かつ、50 時間以上収納業務を行った場合） エ 口座振替推奨分 1 件 1,500 円 <u>2 前項第 1 号に規定する検針人を新たな私人に委託する場合における随行検針（検針業務を行うための研修をいう。）に係る委託料については、前項に定めるところにより算出した額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする（円未満は切り捨てる。）。</u> <u>3 管理者は、受託者に対し、前 2 項の規定による委託料を業務終了月の翌月 21 日までに支払うものとする。</u> （被服の貸与） 第 14 条 管理者は、検針人に対し、検針業務に必要な被服を貸与することができる。 2 被服の貸与期間は、2 年間とする。 3 検針人が、貸与期間満了前に委託契約を解除又は検針業務を受託しないときは、速やかに管理者に貸与された被服を返還する。 （委託証明書） 第 15 条 管理者は、受託者に委託証明書（別記様式）を交付し、受託者は、業務を行う際、常にこれを携帯しなければならない。 （帳票等の検査及び業務報告） 第 16 条 管理者は、第 9 条第 4 項の規定によりターミナルの提出を受けたときは、検針状況管理報告書を作成し、検針結果の理由を検針人に確認させなければならない。 2 収納人は、1 日の業務終了後、速やかに収納業務報告書を管理者に提出しなければならない。 3 管理者は、必要があると認めるときは受託者に対し、その都度業務に関する関係帳票等の提示を求め、検査することができる。 （届出） 第 17 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに管理者にその旨を届け出な	(2) 収納人 ア 収納件数による単価 単年度 1 月につき 140 円。ただし、同一月の水道料金及び下水道使用料を合わせて収納した場合は、1 件とする。 イ 収納額による委託料 1 月に収納した現年度料金の総額の 100 分の 5 相当額（円未満は切り捨てる。）、1 月に収納した過年度料金の総額の 100 分の 7 相当額（円未満は切り捨てる。） ウ 収納基本料 月額 2 万円（月 10 日以上で、かつ、50 時間以上収納業務を行った場合） エ 口座振替推奨分 1 件 1,500 円 <u>【新設】</u> <u>2 管理者は、受託者に対し、前項の委託料を業務終了月の翌月 21 日までに支払うものとする。</u> （被服の貸与） 第 14 条 管理者は、検針人に対し、検針業務に必要な被服を貸与することができる。 2 被服の貸与期間は、2 年間とする。 3 検針人が、貸与期間満了前に委託契約を解除又は検針業務を受託しないときは、速やかに管理者に貸与された被服を返還する。 （委託証明書） 第 15 条 管理者は、受託者に委託証明書（別記様式）を交付し、受託者は、業務を行う際、常にこれを携帯しなければならない。 （帳票等の検査及び業務報告） 第 16 条 管理者は、第 9 条第 4 項の規定によりターミナルの提出を受けたときは、検針状況管理報告書を作成し、検針結果の理由を検針人に確認させなければならない。 2 収納人は、1 日の業務終了後、速やかに収納業務報告書を管理者に提出しなければならない。 3 管理者は、必要があると認めるときは受託者に対し、その都度業務に関する関係帳票等の提示を求め、検査することができる。 （届出） 第 17 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに管理者にその旨を届け出な

新	旧
なければならない。 (1) 病気その他のやむを得ない理由により業務を行うことができなくなったとき。 (2) 受託者の住所又は氏名が変わったとき。 (3) ターミナル又は料金収納に必要な領収印若しくは関係帳票等を損傷又は滅失したとき。 (4) 給水装置の所有者又は納入者が転居又は転出したことを発見したとき。 (5) 給水装置の所有者又は納入者が使用水量等又は料金等について異議を申し立てたとき。 (6) 漏水を発見したとき。 (7) 前各号に定めるもののほか、この規程又は契約の履行に不可能な理由が生じたとき。 (秘密を守る義務) 第18条 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託期間が終了した後も、同様とする。 (契約の解除) 第19条 管理者は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、契約期間中であっても、契約を解除できるものとする。 (1) 病気その他の理由により3箇月以上継続して業務を行うことができない見込みとなったとき。 (2) 刑事事件での起訴又は破産の宣告を受けたとき。 (3) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。 (4) 予告期間90日において、契約解除の申出があったとき。 (5) その他業務を委託するにふさわしくない行為等があると管理者が認めたとき。 (損害賠償) 第20条 受託者が、契約に違反し管理者又は第三者に損害を与えたときは、受託者は被害者に損害の賠償をしなければならない。 (業務の引継ぎ) 第21条 受託者は、契約の解除又は新たな契約を締結しないときは、管理者の指定する日までに業務に関する一切の事務を整理し、管理者及び管理者の指定する者に対して、業務に支障なく引継ぎを行わなければならない。 (その他) 第22条 この規程に定めるもののほか、業務の委託について必要な事項は、管理者が定める。	なければならない。 (1) 病気その他のやむを得ない理由により業務を行うことができなくなったとき。 (2) 受託者の住所又は氏名が変わったとき。 (3) ターミナル又は料金収納に必要な領収印若しくは関係帳票等を損傷又は滅失したとき。 (4) 給水装置の所有者又は納入者が転居又は転出したことを発見したとき。 (5) 給水装置の所有者又は納入者が使用水量等又は料金等について異議を申し立てたとき。 (6) 漏水を発見したとき。 (7) 前各号に定めるもののほか、この規程又は契約の履行に不可能な理由が生じたとき。 (秘密を守る義務) 第18条 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託期間が終了した後も、同様とする。 (契約の解除) 第19条 管理者は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、契約期間中であっても、契約を解除できるものとする。 (1) 病気その他の理由により3箇月以上継続して業務を行うことができない見込みとなったとき。 (2) 刑事事件での起訴又は破産の宣告を受けたとき。 (3) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。 (4) 予告期間90日において、契約解除の申出があったとき。 (5) その他業務を委託するにふさわしくない行為等があると管理者が認めたとき。 (損害賠償) 第20条 受託者が、契約に違反し管理者又は第三者に損害を与えたときは、受託者は被害者に損害の賠償をしなければならない。 (業務の引継ぎ) 第21条 受託者は、契約の解除又は新たな契約を締結しないときは、管理者の指定する日までに業務に関する一切の事務を整理し、管理者及び管理者の指定する者に対して、業務に支障なく引継ぎを行わなければならない。 (その他) 第22条 この規程に定めるもののほか、業務の委託について必要な事項は、管理者が定める。
摘 改正理由	

新		旧	
要			